

地域包括支援センターの概要について

1 これまでの経緯

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする、介護保険法第115条の46に位置づけられた施設です。

本市では、運営事業を公正・中立な運営と人員配置基準を満たすことのできる事業者へ委託し、平成18年4月に4か所を設置、その後、平成20年4月に3か所を増設していました。

その後、平成22年3月の政策会議において、「地域包括支援センター等に関する今後の方針」として、①委託型地域包括支援センターの12地区への整備と基幹型地域包括支援センターの設置、②公共施設への移転・併設、③相談支援機能の拡大を目標とすることを決定しました。

2 現状の状況

① 委託型地域包括支援センターの12地区への整備と基幹型地域包括支援センターの設置については、平成25年10月に委託型センター2か所と（直営型）基幹型地域包括支援センター1か所を増設しており、平成26年10月に鶴嶺東地区、南湖地区及び松林地区に委託型のセンターを増設することにより、方針として掲げていた12地区への整備等が完了しました。

② 公共施設への移転・併設については、既に平成23年4月に鶴嶺西コミュニティセンターに委託型センター「みどり」の移転が済みですが、平成27年4月には松浪地区地域集会施設と浜見平地区複合施設へ、それぞれ委託型センター及び地域福祉総合相談室（さざなみ、すみれ）の移転が完了しています。

③ 相談支援機能の拡大については、平成23年10月より既設のセンター内に「地域福祉総合相談室」を併設し、こどもや障害者などを含めた全ての地域住民の保健や福祉に関する初期相談等に応じる体制を整備しており、増設をする地域包括支援センターについても開設時に地域福祉総合相談室を併設することとなっています。

また、12地区への整備が完了することに伴い、平成26年10月より、地域包括支援センターの担当地区を自治会連合会圏域の対象地域と同一となるように変更いたしました。

3 12地区の地域包括支援センターについて

(1) 活動内容について

別添のとおり

(2) 地区割について

別紙のとおり

4 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターについて

(1) 位置付け

茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターの設置及び管理運営に関する要綱に規定

(H25.10.1 施行) にされており、地域包括支援センターの機能強化を目的とし、高齢福祉介護課内に設置されました。

- (2) 職員の配置 27年10月現在、次のとおりです。
- | | | | |
|-------|----|-----------|----|
| 管理責任者 | 1名 | 保健師 | 2名 |
| 社会福祉士 | 1名 | 主任介護支援専門員 | 1名 |
| 事務員 | 1名 | | |

計6名

- (3) 基幹型地域包括支援センターの機能
- 機能1：委託型地域包括支援センターの全体調整、統括支援
機能2：人材育成（ケース対応への後方支援を含む）
機能3：地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

機能1 委託型地域包括支援センターの全体調整、統括支援

○地域包括支援センター事業運営方針の提示と事業評価

- 茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針策定。
- ・委託型地域包括支援センターから提出された事業計画書について、ヒアリング及びコンサルテーションを実施（27年10月～12月）
- ・27年度の事業計画の評価を試行的に実施予定（28年度当初）

○管理責任者会議の開催（年4～6回）

- 茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則を策定。（H25.10.1 施行）
この会則の中に、専門部会についても規定。

○専門部会の開催支援（毎月）

- 茅ヶ崎市地域包括支援センター専門部会会則を策定。（H25.10.1 施行）

機能2 人材育成（ケース対応への後方支援を含む）

○地域包括支援センター業務に関する研修システムの構築等

- 茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業の実施
主にスーパービジョンシステムの構築、地域包括ケアシステム構築に向けた研修
西片医療福祉研究会：山田美代子先生に委託

機能3 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

○地域医療福祉連携懇談会の開催

- ワールドカフェ方式で全体懇談会の開催
27年度：1回予定
- ・病院向けに介護保険勉強会を開催
27年度：1つの病院と実施、フォーラム形式の交流会を計画中

○認知症対策初期支援事業の実施

- 認知症作業部会で具体的な事業内容や書式等を検討
- ・H27.1より訪問やケースカンファレンス（チーム員会議）を開始

○地域ケア会議の開催支援・開催

- 関係機関等への地域ケア会議についての説明
- ・委託型地域包括支援センターの地域ケア会議開催支援
- ・市レベルの地域ケア開催（現在は開催にむけて準備中）

茅ヶ崎市地域包括支援センター 担当地区一覧（平成27年10月現在）

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当区域
茅ヶ崎地区 地域包括支援センターゆず	新栄町13番48号 ワラシナビル1階	84-5830	茅ヶ崎・元町・新栄町・若松町・幸町 本村の一部・共恵の一部・十間坂の一部・中海岸1丁目の一部・矢畑の一部・浜之郷の一部
南湖地区 地域包括支援センターえほし	南湖5-10-6		南湖・十間坂の一部・浜見平17街区
海岸地区 地域包括支援センターあい	東海岸南一丁目1番4号	88-1716	東海岸北・東海岸南・中海岸の一部・共恵の一部
鶴嶺東地区 地域包括支援センターさくら	矢畑1427-1	81-4082	円蔵・西久保・下町屋・矢畑の一部・浜之郷の一部
鶴嶺西地区 地域包括支援センターみどり	萩園2360番地1 鶴嶺西コミュニティセンター内	84-0775	萩園・平太夫新田・今宿の一部
湘南地区 地域包括支援センターすみれ	浜見平11-1 ハマミナ内	84-6321	柳島・柳島海岸・松尾・中島・浜見平の一部・今宿の一部
松林地区 地域包括支援センターくるみ	茅ヶ崎市高田4-2-18 アート茅ヶ崎	50-0341	高田・室田 松林の一部・赤羽根の一部・菱沼の一部・小和田の一部・本村の一部・小桜町の一部・甘沼の一部
湘北地区 地域包括支援センターあかね	香川三丁目21番26号	55-1535	香川・みずき・松風台・鶴が台（一般住宅2, 8含む） 鶴が台名店街・北口商店街、グラウンドパレス湘南・甘沼の一部
小和田地区 地域包括支援センター青空	小和田三丁目3番5号	55-2360	代官町・赤松町・小桜町の一部・松林の一部・菱沼の一部・小和田の一部
松浪地区 地域包括支援センターさざなみ	常盤町 松浪コミュニティセンター内	39-5901	浜竹・松浪・富士見町・常盤町・緑が浜・汐見台・出口町・美住町・ひばりが丘の一部
浜須賀地区 地域包括支援センターあさひ	旭が丘6番11号	84-6383	旭が丘・松が丘・菱沼海岸・白浜町・平和町・浜須賀・ひばりが丘の一部
小出地区 地域包括支援センターわかば	芹沢846番3号	33-5410	堤・下寺尾・行谷・芹沢・赤羽根の一部